

論点の集約結果

本検討会に提出された2つの試算は、いずれについても、実態数字に基づく詰めた試算ではなく、全くの概算に過ぎないため、これを対象するに当たっても、数字の突合に意味はなく、むしろ、考え方の相違、それぞれの案の問題点を明確にして論点を集約すべきであるということに一致した。

これに基づき行った集約作業の過程で、いくつかの相違点については合意が得られたため、叩き台との考え方の相違、叩き台の問題点についての白井構成員意見は、以下の5点の論点に集約されるものと考えられる。

- 1 若年重度後遺障害者に対し、手厚くなるような給付制度を確立すべきではないか。
現行の犯罪被害給付制度における障害給付は、50歳代の被害者に対する給付額がピークとなるよう設計されている。
しかし、重度後遺障害者に関しては、若年層被害者こそ長期にわたる負担があり、給付の必要性が高いものと考えられる。
重度後遺障害者に対する給付額の引き上げに際しては、若年層に対する給付額についても最高額を自賠責並に近づけ、最低額もこれと連動して引き上げるような制度設計とすべきではないか。
- 2 被扶養遺族については、年齢ではなく、負担程度の重いものに対して手厚くなるような給付制度を確立すべきではないか。
現行制度では、遺族給付についても、50歳代の被害者に対する給付額がピークとなるよう設計されている。
しかしながら、被扶養遺族が実際に抱える負担を考えた場合、年齢よりむしろ、被扶養遺族の数など、置かれた状況の違いによる部分の方が大きいものと考えられる。
従って、被扶養遺族に対する給付額を引き上げるに際しては、年齢によって一律に差違が生じるような現行制度を改め、最低・最高額とも、被扶養遺族の数など、置かれた状況によって差違を設け、同じような負担状況を抱えるものに同程度の給付がなされるように改めた上で、重い負担を抱えるものの最高額が自賠責並に近づくようにし、最低額もこれに連動した引き上げを図るべきではないか。
財源の観点から必要ならば、高齢者（例えば65歳以上）に対する給付額を減額して負担の重い若年層に対する給付財源としてもよいのではないか。
- 3 1年以上の医療費
上記対象者数は非常に少ないと思われるが、その少ない対象者こそ最も深刻な状況にあると考えられる。
犯罪被害給付制度における対応に限る必要はなく、一定の窮状にある対象者について、厚生労働省において自己負担分の減免等の措置を講ずることができないか。

4 休業損害（被害者本人の休業損害）

上限は自賠償の水準の範囲内（120万円）にとどめるとしても、休業期間に応じた休業補償だけでなく、通院費用、入通院付添費用等、自賠償で対象となる項目も含めるようにすべきではないか。

5 入通院付添費（介護する家族の休業補償を含む）及び将来の介護費用

後遺障害が残る被害者の「介護のための費用」は、

後遺障害が認定されるまでの「入通院付添費（家族の休業補償を含む）」と、

後遺障害が認定された後の「将来の介護費用」

とに整理することができる。

後遺障害認定には時間がかかり、また、障害者自立支援法における対応についても、順番待ちが数年におよぶ例があるなど、自立支援適用までに時間がかかり、重い負担になっている。

そこで、これら重い負担がかかる場合には入通院付添費および将来の介護費用について、一時金とは別途措置すべきではないか。

（以上）